

## 緊急事態対策訓練の実施について

2015年2月25日

当社は、本日、浜岡原子力発電所の原子炉施設保安規定<sup>※1</sup>に基づき、緊急事態対策訓練を実施しましたので、お知らせいたします。

訓練は、原子力災害の発生時における、災害対策組織および対策要員の技能の現状把握と維持・向上を目的としております。今回の訓練では、浜岡原子力発電所4号機の安全性向上対策工事が完了したとの想定で、可搬型注水設備による注水や格納容器フィルタベントの準備の手順を含め、対策組織および対策要員による災害対応能力の確認をおこないました。

### 【緊急事態対策訓練について】

1 訓練日時 2015年2月25日(水) 9時～15時

2 訓練場所 浜岡原子力発電所、本店

3 訓練概要

[訓練想定]

安全性向上対策工事の完了した運転中の浜岡原子力発電所4号機および停止中の3、5号機が、竜巻の発生により送電系統が故障し外部電源を失う事態になる。非常用ディーゼル発電機および緊急時ガスタービン発電機が起動し、電源を確保するものの、海水取水ポンプや原子炉への注水ポンプが次々と故障し、原子力災害対策特別措置法第15条に定める原子力緊急事態に該当する事象<sup>※2</sup>が発生する。

[訓練内容]

訓練項目	主な訓練内容
通報訓練	社内および社外(模擬)に対して通報連絡
避難誘導訓練	安否確認結果の集約および安否未確認者の搜索
モニタリング訓練	可搬型モニタリングポストを用いた環境モニタリング
シビアアクシデント対応訓練	可搬型取水ポンプおよび注水ポンプの設置ならびにホースの敷設、可搬型窒素ガス発生装置および交流電源車の配置等
その他訓練	対策本部の運営、緊急事態対策要員の動員等

また、森林火災が発生したとの想定のもとおこなった消火訓練は、消防署と合同で実施しました。

今後とも継続的に訓練を実施し、対応能力の強化を図ってまいります。

※1 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

※2 避難・退避が必要になると予想される異常な水準の放射線量が検出される事象や原子炉冷却機能喪失、直流電源喪失等の原子力緊急事態の発生を示す事象が該当します。原子力緊急事態は、内閣総理大臣により宣言されます。

訓練の様子



可搬型注水ポンプの設置の準備状況



消防署との合同消火訓練の様子

以上